

## 市第 14 号議案 横浜市動物愛護センター条例の一部改正について

### 1 趣旨

平成 24 年 9 月の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」といいます。)の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市動物愛護センター条例(以下「条例」といいます。)の一部を改正します。

### 2 法改正の主な内容(条例改正に係るもの)

#### (1) 犬及び猫の引取り

法第 35 条第 1 項が第 1 項と第 2 項に分けられ、現行の第 2 項が第 3 項に繰下げられました。

#### (2) その他

「ねこ」が「猫」に文言修正されました。

### 3 条例改正案の内容

#### (1) 改正箇所

第 2 条第 1 項第 3 号中、「第 35 条第 1 項及び第 2 項」を「第 35 条第 1 項本文(同条第 3 項において準用する場合を含む。)」に、「ねこ」を「猫」に改めます。

#### (2) 現行・改正案

現行	改正案
第 2 条 (第 1 項省略) (第 1 号から第 2 号省略) (3) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)第 35 条第 1 項及び第 2 項の規定により引き取った犬及びねこの収容、保管、返還及び譲渡等の処分並びに同法第 36 条第 2 項及び横浜市動物の愛護及び管理に関する条例第 14 条第 1 項の規定により収容した犬、 <u>ねこ</u> 等の動物の保管、返還及び譲渡等の処分	第 2 条 (第 1 項省略) (第 1 号から第 2 号省略) (3) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)第 35 条第 1 項本文(同条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により引き取った犬及び <u>猫</u> の収容、保管、返還及び譲渡等の処分並びに同法第 36 条第 2 項及び横浜市動物の愛護及び管理に関する条例第 14 条第 1 項の規定により収容した犬、 <u>猫</u> 等の動物の保管、返還及び譲渡等の処分

### 4 施行予定日

法の施行日と同じ平成 25 年 9 月 1 日施行予定